

よくある質問

Q1 ボランティア清掃を始めてみたいので、おすすめの場所を教えてください。

A 身近な地域の道路・歩道や公園などをおすすめします。
広島市では、「クリーンボランティア支援事業」や「まちの美化に関する里親制度」を活用した清掃活動の場所などを、ホームページで公開していますので、参考してみてください。

検索方法 広島市ホームページの検索窓に、ページ番号を入力して検索

区分	ページ番号
クリーンボランティア支援事業の活動状況	1024176
まちの美化に関する里親制度の活動状況	1024175

Q2 地域を清掃するときには、必ず申込みをしなければいけませんか？

A 清掃をする際に申込書を提出していただく必要はありませんが、「クリーンボランティア支援事業」を活用すれば、軍手やごみ袋の提供や、ごみ回収の支援を受けることができます。
「クリーンボランティア支援事業」の支援を希望されるときには、実施日の10日前までに申込書をご提出ください。

Q3 自宅や事業所内の落ち葉を清掃するとき、「クリーンボランティア支援事業」は利用できますか？

A 「クリーンボランティア支援事業」は、公共の場所で散乱ごみを中心に清掃をするときに、利用することができます。
私有地の清掃や、落ち葉のみの清掃は対象外です。

Q4 「クリーンボランティア支援事業」の対象にならない「町内会で行う定期的な清掃」にも支援はありますか？

A 各環境事業所が支援を行っています。お住まいの地区を担当する環境事業所にお問い合わせください。
(電話番号はP5をご覧ください。)

Q5 ボランティア清掃を行った後、すぐにごみを回収してもらえますか？

A ごみの回収は、実施日から約1週間を目安として、土・日・祝日を除く平日に実施しています。そのため、金・土曜日に清掃活動を行った場合は、回収まで時間がかかることがあります。
回収までの間、車や歩行者の通行の妨げにならない場所にごみを置いていただくよう、ご協力をお願いします。

Q6 大型ごみを見つけた場合は、どうしたらいいですか？

A 大型ごみを見つけたときは、回収せずそのままにして、見つけた場所を区の維持管理課または業務第一課にご連絡ください。
(電話番号はP5をご覧ください。)

Q7 雨などで清掃活動を中止・延期するときは、どうしたらいいですか？

A 「クリーンボランティア支援事業」や「まちの美化に関する里親制度」にお申込みの際、ごみ回収を希望された方は、中止や延期が決まったら、できるだけ早く申込み先にご連絡ください。

「美化推進区域」とは

広島市は、条例に基づき、ばい捨てや落書きなどを防ぎ、美観を保つことが特に必要な区域を「美化推進区域」に指定し、区域内でのばい捨て等違反行為に罰則を科しています。



広島市環境局 業務部 業務第一課 美化係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL : 082-504-2098 FAX : 082-504-2229

E-mail : gyomu1@city.hiroshima.lg.jp

さあ、
広島未来に続く
「きれい」の扉を開こう！

クリーンボランティア支援事業

まちの美化に関する里親制度

ハンドブック

広島市